

2020 年 6 月 6 日

災害時要援護者の情報管理者・情報取扱者届について(連絡)

「私たちの命は私たちで守る」(よこはま防災市民憲章)。大地震は必ずやってきますが、そのとき行政からの支援は、すぐには届きません。一人一人の備えと地域の絆で乗り越えなければなりません。地域の中には高齢者や障害のある人、乳幼児や妊産婦など災害が起きたとき、何らかの支援が必要な人たち(災害時要援護者)がいます。

6 丁目として「災害時要援護者」対策を昨年の役員会で実施することといたしました。横浜市として「災害時要援護者」の把握方法として、①手上げ方式、②同意方式、③情報共有方式がありますが、当自治会としては「情報共有方式」を採用することとしました。

泉区役所から当該名簿が提供されるには、「情報管理者・情報取扱者届」の提出と個人情報取扱講習を受けることとなっていますが、新型コロナ感染の関係で、6 月以降となっています。

名簿受領後、災害に備えた日頃からの関係づくり、災害時の対応検討、避難訓練の実施などについて、検討することとなりますが、超高齢化自治会の 6 丁目には多数の対象者がおられると推定しています。それらの対象者に対する対応は、災害時はもとより、むしろ平常時からの準備が肝要と考えております。現在届出している名簿の管理者、取扱者だけでは対応に困難が生じることが想定されますので、是非、皆さんの積極的ご参加・ご協力をお願いします。

緑園 6 丁目自治会「情報管理者・情報取扱者」届

情報管理者: 江尻 哲二

情報取扱者: 木村 幸夫、柿谷 庸太郎、林 英一、浅古 明美

参考：要援護者名簿の対象者

1. 介護保険要介護・要支援認定者で、ア～ウのいずれかに該当する方
ア 要介護 3 以上の方
イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
ウ 認知症のある方(要介護 2 以下で、認知症の日常生活自立度が 2 以上の方)
2. 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
3. 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳 1～3 級の方
4. 療育手帳(愛の手帳) A1・A2 の方

以 上